

平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会  
第1回相談支援専門部会 次第

日時 平成28年6月15日(水) 午後2時から

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館A+B会議室

- 1 開会挨拶 文京区障害福祉課長 中島 一浩氏より
- 2 委員自己紹介 【資料第1号】
- 3 部会長及び副部会長の互選 【資料第2号】
- 4 部会長及び副部会長の挨拶
- 5 議題
  - (1) 平成28年度相談支援専門部会について意見交換
  - (2) 平成28年度自立支援協議会における下命事項について 【資料第3～5号】
  - (3) 平成28年度定例会議の運営について 【資料第6～7号】
  - (4) 障害者基幹相談支援センターの事業報告及び事業計画 【資料第8～9号】
  - (5) その他
- 6 その他  
次回日程等

【配付資料】

- 資料第1号 文京区障害者地域自立支援協議会 相談支援専門部会委員名簿  
資料第2号 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱  
資料第3号 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について  
資料第4号 平成28年度自立支援協議会スケジュール(案)  
資料第5号 平成28年度文京区障害者地域自立支援協議会 組織図  
資料第6号 平成28年度定例会議の進め方について  
資料第7号 平成28年度定例会議固定メンバー表  
資料第8号 平成28年度 文京区障害者基幹相談支援センター 事業報告  
資料第9号 平成28年度 文京区障害者基幹相談支援センター 事業計画

## H28年 文京区障害者自立支援協議会 相談支援専門部会委員名簿

役職	名前	所属先・役職
副会長	志村 健一	東洋大学教授
親会委員	樋口 勝	サポートセンターいちよう 施設長
親会委員	高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり 施設長
親会委員	佐藤 澄子	知的障害者相談員
	森田 妙恵子	トキギ介護サービス 取締役
	北原 隆行	文京槐の会はへと・ピアサービス管理責任者
	安部 優	リアン文京 (相談支援専門員)
	鈴木 淳	エナジーハウス (相談支援専門員)
	東瀬戸 徹	大塚福祉作業所(相談支援専門員)
	田中 弘司	本郷福祉センター(支援員)
	金子 宏之	ワークショップやまどり 副施設長
	関根 義雄	スタジオIL文京 事務局長
	本加 美智代	(株)ケアワーク東京
	阿部 知子	訪問看護ステーション ケセラ
	浦田 愛	社会福祉協議会地域福祉コーディネーター
当事者 委員	土屋 功子	[難病]
当事者 委員	山名 興子	(公募)[身体]
区委員	望月 大輔	障害福祉課身体障害者支援係長
区委員	永尾 真一	障害福祉課知的障害者支援係長
区委員	宮原 佐千子	予防対策課保健予防係長
区委員	木内 恵美	保健サービスセンター保健指導係長
区委員	高松 泉	保健サービスセンター保健指導担当主査(本郷支所)
区委員	武田 美也子	福祉政策課 (文京すまいるプロジェクト担当)

事務局	海老名 大	文京区障害者基幹相談支援センター
	菊池 景子	
	鈴木 聖人	
	宮地 恭子	

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 就労支援専門部会
- (2) 相談支援専門部会
- (3) 権利擁護専門部会
- (4) 障害当事者部会

3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

7 前項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

9 部会は、部会長が招集する。

10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関において処理する。

- (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
- (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

## 平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

### 1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

### 2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みを検討する。

### 3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

### 4 障害当事者部会

障害当事者からの情報発信等についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

平成28年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回		第2回			第3回			第4回	
相談支援 専門部会				第1回			第2回		第3回			
就労支援 専門部会				第1回			第2回		第3回			
権利擁護 専門部会				第1回		第2回		第3回			第4回	
障害当事者 部会				第1回		第2回		第3回		第4回		第5回

# 文京区障害者地域自立支援協議会

【資料第5号】

## 親会

(事務局:障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を検討する。また、(仮称)障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消に向けた取り組みを検討する。

①下命

②報告

### 就労支援専門部会

(事務局:障害者就労支援センター)

一般就労の推進と福祉的就労の充実について検討する。

### 相談支援専門部会

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

望ましい相談支援体制の仕組みや地域生活を支える仕組みについて検討する。

### 権利擁護専門部会

(事務局:社会福祉協議会)

障害者の権利を守るための必要な支援や権利擁護のための取組み(成年後見制度の利用促進等)や虐待を予防するための仕組みについて検討する。

### 障害当事者部会

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

障害当事者部会で検討された内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

①事例の検討  
スキルアップ等

②課題の報告

### 定例会議

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

- ・事例の検討、スキルアップ、情報共有、地域のネットワークづくりを図る
- ・相談支援専門員、サービス管理責任者等実務者中心(障害者施設、相談支援事業所等):各事業所から。

課題・問題意識の共有

情報の共有

### 事業所ネットワーク

(事務局:障害者就労支援センター)

- ・就労支援ネットワークの構築
- ・企業就労支援、福祉的就労支援の課題共有や解決に向けた検討
- ・研修会の開催や事例を通じた人材育成

情報の共有・連携

### 指定特定相談支援事業所連絡会

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

- ・サービス利用等計画についての検討
- ・計画相談についての推進、検討

### 障害者虐待防止連絡協議会

(事務局:障害福祉課)

- ・対応した案件について、対応方法等についての検証
- ・対応方法の検討
- ・専門職及び庁内関係者

障害者虐待防止センター

## 平成28年度定例会議の進め方について

### 1 概要

#### (1) 目的

- ・サービス等利用計画や相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図る。
- ・事例について、問題解決に寄与できるよう議論を深めていく。
- ・事例や会議内容から出てくる課題についても、一定の整理ができるようにする。
- ・地域の相談支援ネットワークの強化、研修機能、地域の足りない資源を吸い上げて課題を相談支援専門部会へ提言していく。

#### (2) 開催方法

- ・サービス等利用計画策定事例や相談支援を行っている事例を中心に、事例検討を行う。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図るという目的に合致する内容で実施をする。
- ・固定のメンバーを選出する。呼びかけの対象は地域自立支援協議会の関係する事業所とする（自立支援協から退任した場合も含む）が、各事業所から固定のメンバーを出してもらい、原則として固定の委員が出席する。

#### <対象事業所> 計21名

地域生活支援センターあかり・エナジーハウス・银杏企画・東京カリタスの家（成人・児童）  
東大DH・文京槐の会・ワークショップやまどり・工房わかぎり・本郷福祉センター  
大塚福祉作業所・小石川福祉作業所・リアン文京・文京区教育センター・トチギ介護サービス  
文京区社会福祉協議会・スタジオIL文京・リバーサル・富坂子どもの家・ケアワーク東京  
訪問看護ステーションけせら

- ・貴重な学びの機会であるため、各事業所から、他の職員が傍聴参加することも認める。（個人情報への留意については「留意点」参照）
- ・原則の参加者は上記の通りだが、会議の内容及び目的によっては上記の傍聴者以外にも参加を認める。
- ・定例会議には、スーパーバイズのできる方に参加してもらう。  
（自立支援協議会会長及び副会長、障害福祉課長など）

※相談支援専門部会委員は、希望により参加可能

#### (3) 進め方

- ・会議開催時間は2時間を上限とする。
- ・会議内容により、都度進め方が変わるため、開催案内にて記載する。

### 2 定例会議の運営について

#### (1) 運営方法

- 参加する事業所で4つの事務局グループを作る。
- グループで1回の定例会議を担当し、会議内容の企画、検討と会議の運営（事例の決定、通知、当日の進行、司会（ファシリテーター）、記録の整理など）を行う。
- 各グループは会議の運営を検討するため、開催日事前に集まり運営方法を話し合う。

(グループ構成) ◎はリーダー

- A ◎カリタス翼、文京区教育センター、小石川福祉作業所、本郷福祉センター(若駒の里)スタジオ II 文京、東京カリタスの家みんなの部屋、
- B ◎リアン文京、ワークショップ やまどり、银杏企画、大塚福祉作業所、富坂子どもの家文京区社会福祉協議会
- C ◎ 地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、東大DH、工房わかぎりケアワーク東京
- D ◎サポートセンターいちろう、訪問看護ステーションけせら、文京槐の会リバーサル、トチギ介護サービス

## (2) 開催日程

○原則として、年4回開催とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		A			B			C		D	

※アルファベットのグループが、運営や会議内容の企画検討などを行う。

## 3 留意点

◎個人情報については、相当な留意が必要である。

事例は匿名とし、資料は終了後に回収する。

可能な限り、本人に事例検討を行うことの許可を得る。

守秘義務について参加職員の十分な認識が必要である。名簿に守秘義務についても記載し、出欠確認と合わせて記名をお願いする。

○必要に応じて録音することがあるが、会議のまとめを作成するためのみに使用する。

## 平成28年度定例会議名簿

グループ	No	出席者(敬称略)	名称	役割
A	1	むかい たかし 向井 崇	カリタス翼	リーダー
	2	いしこり 石樵 さゆり	文京区教育センター	
	3	いしわた めぐみ 石渡 恵美	小石川福祉作業所	
	4	たなか こうじ 田中 弘治	本郷福祉センター(若駒の里)	
	5	せきね よしお 関根 義雄	スタジオIL文京	
	6	えがわ ようこ 江川 葉子	東京カリタスの家 地域活動支援センター みんなの部屋	
B	7	あべ すぐる 安部 優	リアン文京	リーダー
	8	かねこ ひろゆき 金子 宏之	ワークショップやまどり	
	9	せがわ きよみ 瀬川 聖美	銀杏企画	
	10	ひがせ と おる 東瀬戸 徹	大塚福祉作業所	
	11	かつまた まき 勝間田 万喜	富坂子どもの家	
	12	さとう あきひろ 佐藤 昭洋	文京区社会福祉協議会	
C	13	いのうえ りょうた 井上 遼太	地域生活支援センターあかり	リーダー
	14	すずき じゅん 鈴木 淳	エナジーハウス	
	15	かぶもと あさみ 株元 麻美	東京大学医学部デイホスピタル	
	16	まつまる りゅうのすけ 松丸 竜之介	工房わかぎり	
	17	ほんか みちよ 本加 美智代	ヘルパーステーション ケアワーク東京	
D	18	ひぐち まさる 樋口 勝	サポートセンターいちよう	リーダー
	19	あべ ともこ 阿部 智子	訪問看護ステーションけせら	
	20	とうむら ゆきえ 當村 雪恵	文京槐の会	
	21	さくらだ たかこ 桜田 貴子	リバーサル	
	22	もりせ みわ 森瀬 美和	トチギ介護サービス	

スーパーバイザー	1	たかやま なおき 高山 直樹	東洋大学 教授	会長
	2	しむら けんいち 志村 健一	東洋大学 教授	副会長
	3	なかじま かずひろ 中島 一浩	文京区障害福祉課 課長	

事務局	1	えびな だい 海老名 大	文京区障害者基幹相談支援センター	
	2	きくち けいこ 菊池 景子		
	3	すずき まさと 鈴木 聖人		
	4	みやち きょうこ 宮地 恭子		

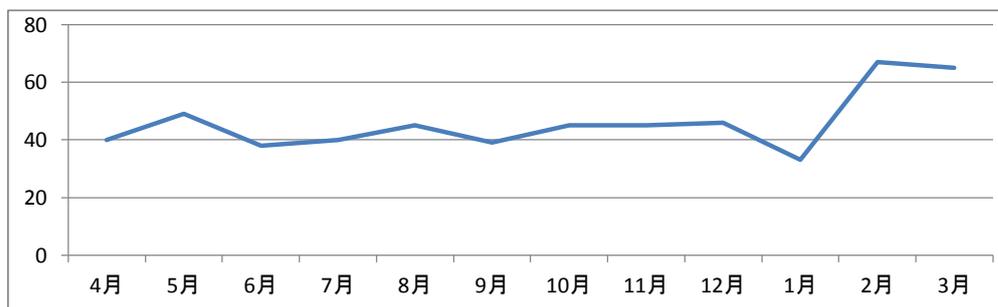
## 文京区障害者基幹相談支援センター 平成27年度 4月～3月 事業報告

## 1.総合相談支援業務

## (1) 相談実人数

単位:人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談実人数	40	49	38	40	45	39	45	45	46	33	67	65	552

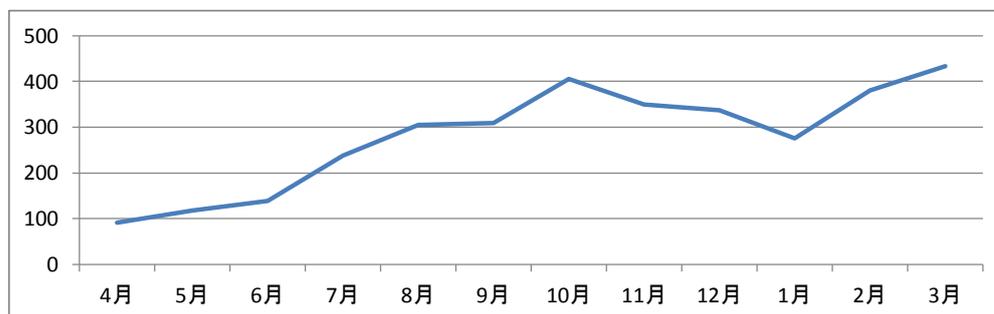


単位:人

## (2) 総相談件数

単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総相談件数	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382

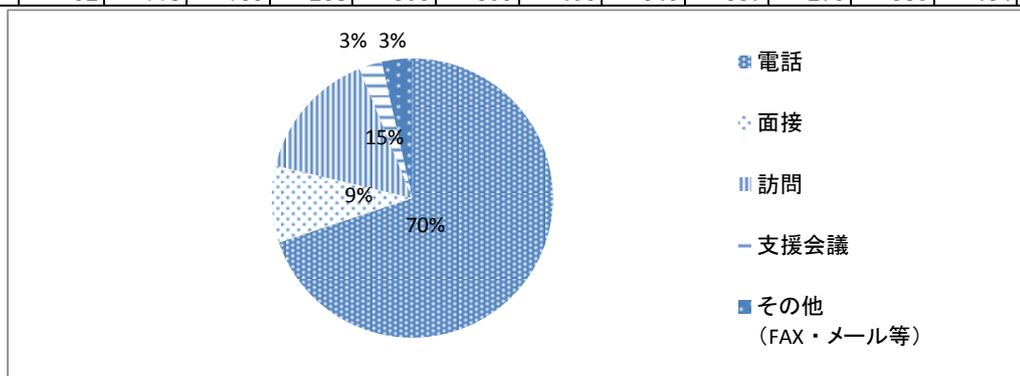


単位:件

## (3) 相談方法別相談件数

単位:件

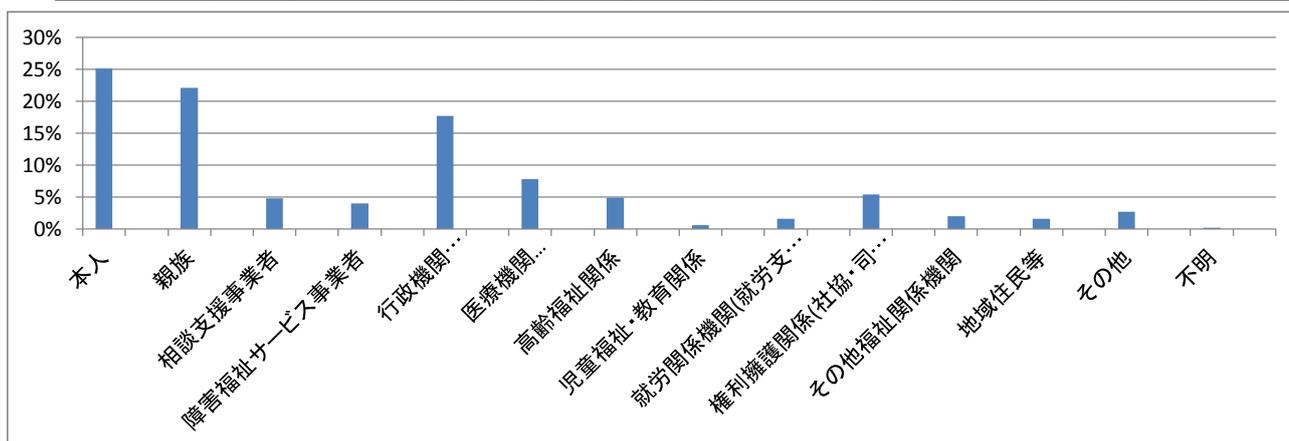
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	60	74	103	147	195	216	274	251	250	199	278	315	2,362
面接	19	27	14	19	31	24	19	23	15	23	40	47	301
訪問	9	13	18	61	67	51	70	43	54	40	44	42	512
支援会議	4	3	3	5	5	7	11	14	5	7	10	15	89
その他 (FAX・メール等)	0	1	1	6	7	11	32	18	13	6	8	15	118
合計	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382



(4) 相談者の内訳

単位:件

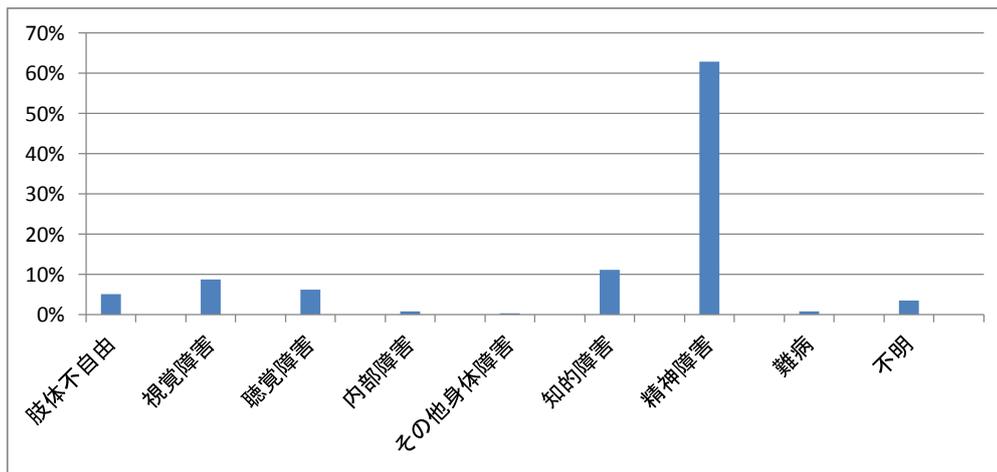
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本人	22	32	26	69	109	75	114	71	70	52	101	106	847
	24%	27%	19%	29%	36%	24%	28%	20%	21%	19%	27%	24%	25%
親族	18	24	37	78	79	70	87	79	68	52	71	83	746
	20%	20%	27%	33%	26%	23%	21%	23%	20%	19%	19%	19%	22%
相談支援事業者	4	3	9	7	23	16	28	15	16	11	14	14	160
	4%	3%	6%	3%	8%	5%	7%	4%	5%	4%	4%	3%	5%
障害福祉サービス事業者	8	13	1	11	6	8	10	9	16	15	25	12	134
	9%	11%	1%	5%	2%	3%	2%	3%	5%	5%	7%	3%	4%
行政機関 (関係課・保健 SC・教育C等)	25	19	31	29	41	68	60	58	64	54	59	89	597
	27%	16%	22%	12%	13%	22%	15%	17%	19%	20%	16%	21%	18%
医療機関 (訪問・DC等)	2	5	8	18	21	34	49	31	19	18	29	28	262
	2%	4%	6%	8%	7%	11%	12%	9%	6%	7%	8%	6%	8%
高齢福祉関係	3	3	12	13	8	5	14	16	33	11	13	35	166
	3%	3%	9%	5%	3%	2%	3%	5%	10%	4%	3%	8%	5%
児童福祉・教育関係	0	4	6	0	0	0	0	2	3	1	2	1	19
	0%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	1%
就労関係機関 (就労支援 C・ハ ローワーク等)	2	7	4	5	4	4	5	2	0	6	10	5	54
	2%	6%	3%	2%	1%	1%	1%	1%	0%	2%	3%	1%	2%
権利擁護関係 (社協・司法関連 等)	0	0	0	2	3	15	16	43	29	24	23	28	183
	0%	0%	0%	1%	1%	5%	4%	12%	9%	9%	6%	6%	5%
その他福祉関係機関	0	1	1	2	2	3	5	8	1	13	17	15	68
	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	5%	4%	3%	2%
地域住民等	0	5	3	2	4	9	8	4	9	4	3	2	53
	0%	4%	2%	1%	1%	3%	2%	1%	3%	1%	1%	0%	2%
その他	8	2	1	1	5	2	10	11	9	14	10	16	89
	9%	2%	1%	0%	2%	1%	2%	3%	3%	5%	3%	4%	3%
不明	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	4
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%
合計	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382



(5) 相談内容にかかる障害種別

単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肢体不自由	10	23	14	22	7	5	7	6	1	15	42	21	173
	11%	19%	10%	9%	2%	2%	2%	2%	0%	5%	11%	5%	5%
視覚障害	0	2	9	55	37	40	45	27	23	20	15	27	300
	0%	2%	6%	23%	12%	13%	11%	8%	7%	7%	4%	6%	9%
聴覚障害	1	2	4	10	2	31	19	12	6	30	41	52	210
	1%	2%	3%	4%	1%	10%	5%	3%	2%	11%	11%	12%	6%
内部障害	0	0	0	2	3	5	1	5	0	0	15	0	31
	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	1%	0%	0%	4%	0%	1%
その他身体障害	1	1	0	0	3	0	0	5	0	0	1	0	11
	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
知的障害	37	47	25	19	26	20	28	45	24	18	49	39	377
	40%	40%	18%	8%	9%	6%	7%	13%	7%	7%	13%	9%	11%
精神障害	36	41	73	127	221	184	285	242	249	184	201	287	2,130
	39%	35%	53%	53%	72%	60%	70%	69%	74%	67%	53%	66%	63%
難病	2	0	0	1	4	9	8	1	0	2	3	0	30
	2%	0%	0%	0%	1%	3%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	1%
不明	5	2	14	2	2	15	13	6	34	6	13	8	120
	5%	2%	10%	1%	1%	5%	3%	2%	10%	2%	3%	2%	4%
合計	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382



(6) 年代別相談件数

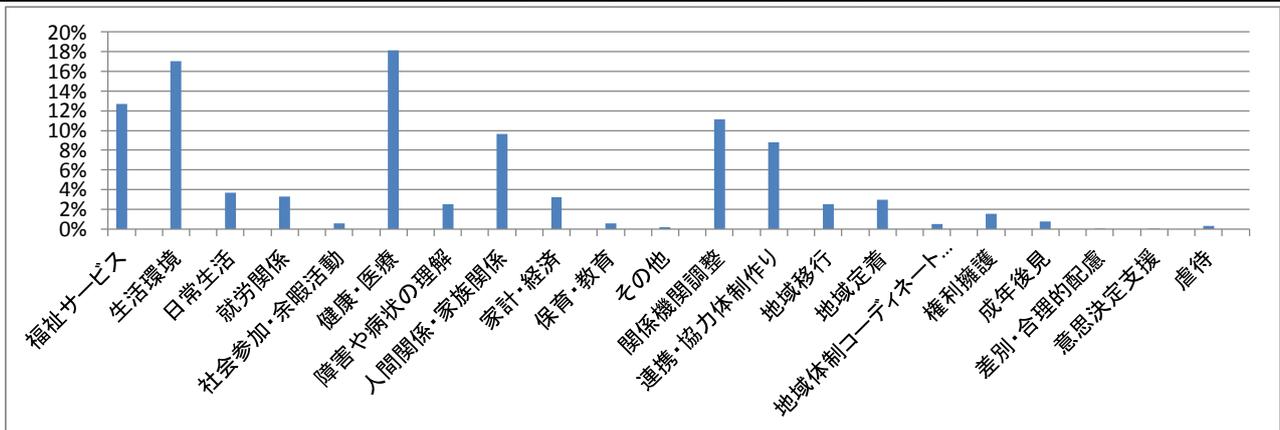
単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童 18歳未満	11	17	5	8	9	3	10	12	8	0	6	4	93
成人 18歳～65歳未	76	95	118	221	263	299	372	307	275	238	318	330	2,912
高齢者 65歳以上	5	6	13	9	33	7	24	30	54	36	52	98	367
不明	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	4	2	10
合計	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382

(7) 相談内容の分類 (相談内容が複数の項目に該当する場合は、複数の項目を該当させているため相談件数とは一致しない。必要な場合は3項目まで可)

単位: 件

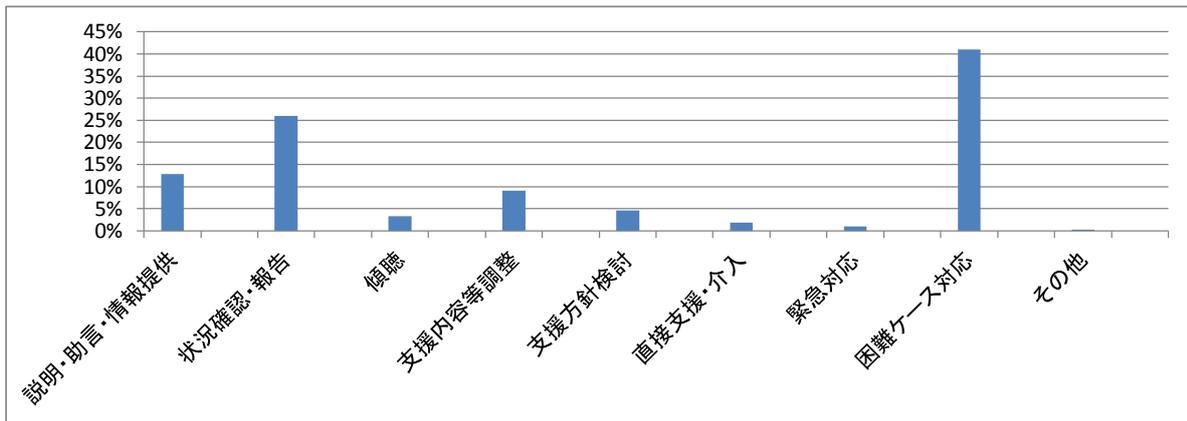
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援	福祉サービス	36	47	20	58	73	57	55	80	54	47	127	133	787
		22%	24%	10%	13%	13%	10%	7%	12%	9%	10%	17%	17%	13%
	生活環境	21	27	12	71	107	109	142	131	106	76	117	135	1,054
		13%	14%	6%	16%	19%	18%	18%	20%	18%	16%	16%	17%	17%
	日常生活	7	17	4	16	28	32	20	20	32	18	16	19	229
		4%	9%	2%	4%	5%	5%	3%	3%	5%	4%	2%	2%	4%
	就労関係	8	5	14	21	17	9	22	13	19	16	36	24	204
		5%	3%	7%	5%	3%	2%	3%	2%	3%	3%	5%	3%	3%
	社会参加・余暇活動	3	6	2	6	3	0	3	0	0	2	6	2	33
		2%	3%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%
	健康・医療	22	29	23	123	149	150	158	58	123	70	111	105	1,121
		14%	15%	12%	28%	27%	25%	20%	9%	21%	15%	15%	13%	18%
	障害や病状の理解	6	5	10	8	8	41	16	9	9	11	20	12	155
		4%	3%	5%	2%	1%	7%	2%	1%	2%	2%	3%	2%	3%
人間関係・家族関係	21	27	19	30	70	69	62	54	41	56	72	75	596	
	13%	14%	10%	7%	13%	12%	8%	8%	7%	12%	10%	10%	10%	
家計・経済	4	5	9	10	15	9	18	28	24	25	33	19	199	
	2%	3%	5%	2%	3%	2%	2%	4%	4%	5%	4%	2%	3%	
保育・教育	2	4	1	3	1	2	3	6	4	0	7	3	36	
	1%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	
その他	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	2	1	10	
	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
体制強化	関係機関調整	15	11	25	19	45	46	84	77	84	76	94	111	687
		9%	6%	13%	4%	8%	8%	11%	12%	14%	16%	13%	14%	11%
連携・協力体制作り	連携・協力体制作り	11	9	41	12	24	40	65	60	56	46	82	98	544
		7%	5%	21%	3%	4%	7%	8%	9%	9%	10%	11%	13%	9%
移行	地域移行	1	1	7	18	4	5	84	29	0	0	7	0	156
		1%	1%	4%	4%	1%	1%	11%	4%	0%	0%	1%	0%	3%
	地域定着	0	0	0	34	4	2	35	49	26	18	0	15	183
		0%	0%	0%	8%	1%	0%	4%	7%	4%	4%	0%	2%	3%
地域体制コーディネート(個別ケース)	地域体制コーディネート(個別ケース)	0	0	0	0	0	0	3	11	2	0	3	10	29
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	1%	0%
権利擁護	権利擁護	5	3	7	2	2	16	6	21	9	8	7	9	95
		3%	2%	4%	0%	0%	3%	1%	3%	2%	2%	1%	1%	2%
	成年後見	0	2	3	0	0	2	2	11	3	6	6	11	46
		0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	1%	1%	1%	1%
	差別・合理的配慮	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	意思決定支援	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
虐待	虐待	0	0	0	2	3	1	5	2	4	0	0	0	17
		0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%
合計		162	198	200	437	555	590	783	659	596	477	746	783	6,186



(8) 相談対応 (相談対応が複数の項目に該当する場合は、複数の項目を該当させているため相談件数とは一致しない。)

単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
説明・助言・情報提供	23	26	33	41	39	29	27	51	34	28	61	40	432
	25%	22%	24%	17%	13%	9%	7%	15%	10%	10%	16%	9%	13%
状況確認・報告	47	49	46	68	70	69	77	62	105	55	120	111	879
	51%	42%	33%	29%	23%	22%	19%	18%	31%	20%	32%	26%	26%
傾聴	9	12	8	10	6	3	6	6	4	9	25	13	111
	10%	10%	6%	4%	2%	1%	1%	2%	1%	3%	7%	3%	3%
支援内容等調整	5	13	10	11	13	33	26	33	47	53	30	35	309
	5%	11%	7%	5%	4%	11%	6%	9%	14%	19%	8%	8%	9%
支援方針検討	7	9	16	6	19	13	12	8	14	12	20	20	156
	8%	8%	12%	3%	6%	4%	3%	2%	4%	4%	5%	5%	5%
直接支援・介入	0	6	5	6	8	5	5	1	5	4	6	12	63
	0%	5%	4%	3%	3%	2%	1%	0%	1%	1%	2%	3%	2%
緊急対応	0	0	1	6	3	6	1	0	2	6	0	10	35
	0%	0%	1%	3%	1%	2%	0%	0%	1%	2%	0%	2%	1%
困難ケース対応	1	3	18	89	146	150	252	188	126	108	116	190	1,387
	1%	3%	13%	37%	48%	49%	62%	54%	37%	39%	31%	44%	41%
その他	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	2	3	10
	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%
合計	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382



(9) 緊急対応・困難ケースの対応

単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
緊急対応	自傷他害	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	
	安否確認	0	0	1	5	7	2	0	0	2	0	10	27	
	虐待対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	救急搬送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	
	その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
困難ケース	受診支援	0	0	1	25	50	29	24	22	10	6	10	7	184
	入院支援	0	0	1	0	14	1	0	0	1	10	1	7	35
	退院・退所支援	0	0	0	17	1	4	85	34	5	0	13	53	212
	後見支援	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
	生活支援	1	0	6	23	60	105	142	117	80	79	75	104	792
	支援拒否	0	3	8	23	16	10	1	15	28	11	17	19	151
その他	0	0	2	1	0	0	0	0	2	1	0	0	6	
合計	1	3	19	95	149	156	253	188	128	114	116	200	1,422	

※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。

- ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
- イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
- ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返しの説明や支援が必要で時間を要した場合
- エ 受診、入院又は施設等への入退所に向けて家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
- オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りに関しての支援で時間を要した場合
- カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
- キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

## 2. 開催講座・会議等件数等

### (1) 開催講座

	日時	講座内容	参加人数
1	10月22日	聴覚障害者 モザイクタイル講座	13人
2	10月29日	知的障害者 料理教室	17人
3	11月12日	知的障害者 料理教室	16人
4	12月18日	押し花クラフト(聴覚)	8人
5	12月21日	アロマセラピー(視覚)	12人
6	12月24日	料理教室(知的)	12人
7	12月25日	フラワーアレンジメント(肢体)	8人
8	1月18日	聴覚障害者対象 お点前教室	9人
9	1月23日	知的障害者 料理教室	13人
10	1月28日	肢体障害者 料理教室	9人
11	2月4日	肢体障害者対象料理教室	11人
12	2月8日	視覚障害者対象陶芸教室	4人
13	2月19日	聴覚障害者対象ワイヤークラフト講座	13人
14	2月24日	視覚障害者対象料理教室	9人
15	2月27日	知的障害者対象料理教室	14人
16	3月2日	視覚障害者対象料理教室	10人
17	3月11日	聴覚障害者対象エコクラフト講座	8人
18	3月15日	精神障害者対象料理教室	2人
19	3月26日	知的障害者対象料理教室	12人
20	3月30日	精神障害者対象ヨガ教室	2人

### (2) その他

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席会議	8	14	9	8	12	16	12	9	18	12	15	14	147
支援会議開催	0	0	1	3	3	3	5	4	2	5	3	1	30
支援会議参加	4	3	2	2	2	4	6	10	3	2	7	14	59
参加研修	0	5	11	12	6	11	4	1	7	3	7	6	73
出張講座	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	5
基幹周知活動	18	7	3	8	0	2	1	2	0	0	2	1	44

## 平成28年度 文京区障害者基幹相談支援センター 事業計画

平成28年4月1日

文京区長 殿

運営法人名 復生あせび会・文京槐の会共同事業体  
代表者氏名 安達 勇二  
所在地 東京都文京区小日向2-16-15  
電話番号 03-5940-2903

平成28年度文京区障害者基幹相談支援センター事業計画を以下のとおり提出します。

### 1 基本的な運営方針

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、文京区障害者基幹相談支援センターは、平成27年4月より区の委託を受け、社会福祉法人復生あせび会と社会福祉法人文京槐の会が、共同で運営します。

現在地域では、障害者及びその家族の高齢化に伴う家族全体に関する相談、また、障害の重複等による複合的な相談など、高度かつ複雑な内容の相談が増えています。そのような地域での課題に対応するための、相談支援活動の中核的な役割を担う相談支援センターを目指します。疾病・障害の種別を乗り越え、きめ細やかな相談支援や障害福祉サービスの利用支援等を、専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し行っていきます。

また、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成を支援するとともに、地域の相談支援事業者等との連携による支援体制の充実を図ることを目指します。

平成28年度は、主に以下の事業を推進します。

#### 【総合相談支援等】

障害及び難病等に関する相談に対し、アウトリーチも含めた総合的な相談支援を行うとともに、家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談に対応しつつ、相談支援事業者等への助言を行います。また、「基幹相談支援センター」の周知活動を継続し、対応方法の平準化を図りながら「相談して良かった」という実感を持っていただけるよう取り組みます。さらに、相談支援の拡充を図る目的で、障害当事者同士で気軽に相談話を話し合える場としてピアグループ活動を実施します。

#### 【相談支援体制の強化】

指定相談支援事業者を始めとした関係機関や相談員連絡会と連携・協働し、障害福祉に関する福祉ニーズの充足のために、利用できる人材・施設・知識等の向上を図り、自立支援協議会の相談支援専門部会と当事者部会の事務局運営等を行います。

- 指定特定相談支援事業所連絡会を月1回開催し、区とも連携の上、計画相談のあり方について、協議、検討を進めていきます。
- 高齢・障害関係各団体との連携を密にするために、各種研修会・勉強会に積極的に参加していきます。
- 関係団体と連携し、当事者活動や支援活動を推進するため、研修等を企画します。
  - ・精神保健福祉事業者実務者連絡会を年3回程度、予防対策課と共に実施します。
  - ・相談支援専門部会定例会議を開催し、事例検討や地域のネットワーク構築の場を提供します。

#### 【地域移行・地域定着】

- 入所施設や精神科病院への働きかけや、地域の体制整備に係るコーディネートを行います。
- 検討の場に保健サービスセンターを始めとする区関連部署の担当者を招き、地域の入所施設や精神科病院の現状と課題を共有することにより、事業実施に向けて更なる連携の強化を図るとともに、精神科病院への働きかけを行い、事業対象者の把握に努めます。
- 制度理解や目的の周知のために区関連部署及び地域事業者に研修を行い、地域移行・定着支援事業を普及させるための支援者チームの構築を目指します。
- サービスの利用開始に向けて、区関連部署及び地域事業者と支援チームを構築し、近隣区や都と協働して地域移行・地域定着支援を行うことを目標にします。

#### 【権利擁護・虐待防止】

- 障害者等から権利擁護に関する相談に応じ、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、虐待防止に関する支援を実施するとともに、その他啓発に関する活動を実施します。
- 虐待防止センターの窓口として、関係課と連携し夜間・休日の通報を受け付けます。
- 平成28年4月施行の障害者差別解消法に基づき、新たに設置する障害者差別解消相談窓口として、障害を理由とする差別等に関する相談等を受け付けます。

#### 【その他】

- 障害のある方の自立や社会参加を推進することを目的に各種講座等を行っていきます。
- 「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、平常時及び災害時における役割を担います。
- 障害のある方に対して、偏見や誤解なく自然に接することができるよう、理解を促進する心のバリアフリー啓発用ハンドブックを基に、障害者差別解消法の視点を取り入れたものに改訂します。

2 平成27年度障害者基幹相談支援センター 事業評価

	項目	27年度の計画	27年度の評価	28年度の計画
1	総合相談業務	面接(来所、訪問)や電話等により当事者・家族等の様々な相談を受け、必要時には訪問するなどの確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応についての必要性を判断する。	◎ 開設当初は、主管課からの紹介や関係機関からの相談が殆どであったが、周知が進み当事者・家族からの直接相談も増えてきた。警察からの支援要請もあり、緊急性があると判断した時には積極的にアウトリーチ支援を行った。	面接(来所、訪問)や電話等により当事者・家族等の様々な相談を受け、必要時には訪問するなどの確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応についての必要性を判断する。
		質の向上、対応方針の平準化や重層的課題への対応を実施する。	○ 研修に積極的に参加し、質の向上に努めた。障害が重複していたり、同居家族にも支援が必要であったりする場合、アウトリーチを含む継続的支援を行い重層的課題に対応した。また、毎朝のミーティング等で職員同士、情報の共有を図り対応の平準化に努めたが、未だ不十分な部分もあり課題を残した。	必要な研修へ積極的に参加し、重層的課題へ対応できるよう、相談支援技術の向上を目指すとともに対応の平準化を図る。
		福祉・保健に関するサービスの情報提供及び関係機関の紹介等を行う。	○ 適切なサービスや窓口の情報提供を行い、必要時には本人と事業所との顔合わせなども行い、丁寧な紹介を心がけた。また、紹介だけでなく、本人・事業所のフォローアップも行ったが、紹介でのみで終わってしまいフォローアップまで追いつかないこともあり、課題を残した。	福祉・保健に関するサービスの情報提供及び各関係機関へ紹介を行い、その後のフォローアップを行う。
		サービス利用申請手続きの代行・取り次ぎの便宜を図る。	◎ 必要な手続き代行を行い、取り次ぎに必要な申請窓口への連絡、支援依頼を行った。	サービス利用申請手続きの代行・取り次ぎの便宜を図る。
		専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合はケース会議を開催する。	◎ 必要時には、ケース会議を開催して関係機関の役割を整理し、連携が組みやすくなるような体制作りをした。	専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合は、ケース会議を開催する等、関係機関と連携し対応する。
		ピアカウンセリングの実施に向けた検討を行う。	○ 区内事業所や利用者からヒアリングを行い、事業イメージを固めていった。また、他区の取り組みについて、電話での聞き取りや見学を行い、次年度の実施に向けて内容と進め方の検討を行った。しかしながら、年度を通じての活動としては課題を残した。	ピアグループ活動を実施し、ピアカウンセリングの実施に向けた検討を行う。
2	相談支援体制の強化	計画相談のあり方について、協議会等による整理、検討を行う。	◎ 相談支援専門部会定例会議において「サービス等利用計画と個別支援計画の違い」「アセスメントを学ぶ」という2つのテーマ設定のもと、計画相談のあり方について議論・検討ができた。	計画相談のあり方について、協議会等による整理、検討を行うとともに、区・事業所と協議し、個々の状況に応じた質の高い計画立案ができるよう支援していく。
		関係団体等と連携し、当事者活動や支援活動を推進するため、研修等を企画する。	○ 予防対策課と共同し、実務者連絡会の企画・内容検討・事務局を担い、年3回実施予定を計画通り実施した。当事者活動への関与はできなかったが、文京家族会のあり方や活動に参加し、一緒に研修等を企画した。さらに、都内で行政から委託を受け事業を開始した基幹相談支援センターが集まり、情報交換・質の向上のための連絡会を立ち上げた。	各関係団体等と連携し、相談支援体制強化のための研修等を企画する。
		地域におけるインフォーマルサービス等の情報を収集する。	○ 個別支援や各種会議・研修において、各関係機関から情報収集を行った。また、基幹窓口に来所して下さる団体の方々からも情報を頂くことができた。	収集した地域のインフォーマルサービス等の情報を集約し、相談支援に活かすための仕組みづくりをする。
		相談支援事業所等の会合への出席や連絡会を開催する。	○ 各事業所等の会合には積極的に参加するとともに、指定特定相談支援事業所連絡会を毎月定期に開催。会合には事務局として必ず出席し、Q&Aやチラシの作成を行った。指定一般相談、障害児計画相談についての連絡会の開催については実施まで至れず課題が残った。	相談支援事業所等の会合への出席や連絡会を開催する。
		基幹相談支援センターの周知活動を行う。	○ 区内関連機関や事業所を個別で訪問して周知活動を行った。他、関係機関を訪問した時や勉強会、研修に参加した時にリーフレットを配布しながら事業の周知に努めた。区外にも文京区の基幹相談支援センターの周知活動を行った。	基幹相談支援センターの取り組みについて周知活動を行う。
3	地域移行・地域定着	区担当課と連携し、地域の入所施設や精神科病院での現状と課題を抽出する。	○ 所管課及び指定一般相談支援事業者と共同し、事業の進め方を検討する場を構築した。年度内に3回会議を開き、長期入院患者の高齢化による課題として、高齢者福祉専門職と連携した支援のあり方を認識した。また、「精神保健福祉調査(630調査)」の結果を基に、区民の事業対象者の把握に努めた。	検討の場に保健サービスセンターを始めとする区関連部署の担当者を招き、地域の入所施設や精神科病院の現状と課題を共有することにより、事業実施に向けて更なる連携の強化を図る。併せて、精神科病院への働きかけを行い、事業対象者の把握に努める。
		地域移行・地域定着の制度の理解や目的を周知し、普及啓発に取り組む。	△ 会議を定期的に開催し、所管課と共に制度の目的や内容について理解を深めた。	制度理解や目的の周知のために区関連部署及び地域事業者研修を行い、地域移行・定着支援事業を普及させるための支援者チームの構築を目指す。
		勉強会や事例検討会を実施しスキルアップを図る。	○ 勉強会の代替として、他区との連携会議や都が運営する圏域別会議への参加により基幹職員のスキルアップ及び近隣区との連携体制の構築を進めることができた。	サービスの利用開始に向けて、区関連部署及び地域事業者と支援チームを構築し、近隣区や都と協働して地域移行・地域定着支援を行うことを目標にする。
4	権利擁護・虐待防止	地域住民及び関係者への啓発活動を行う。	○ 各団体からの依頼に対して講師を派遣した。福祉センター祭り等において障害理解のための普及啓発活動を行った。	地域住民及び関係者への啓発活動を行う。
		ケース検討を定期的実施し、対応能力向上と平準化を図る。	○ 上半期は定期的な時間を確保し事業所内でのケース検討を行った。下半期、アウトリーチ支援が多くなり、定期的な実施はできなかったものの、申し送りでも共有し、日々検討を行った。	所内事例検討を実施し、対応能力向上と平準化を図る。
		他機関によるケース検討会議に参加し、対応能力の向上を図る。	○ 文京区社会福祉協議会で行っている成年後見制度推進機関ケース会議や、障害者地域自立支援協議会権利擁護部会に参加し、関係機関と意見交換をしながら、対応能力の向上を図った。	他機関によるケース検討会議に参加し、会議の進め方も含めた検討を行う。
5	その他	区が指定する障害者自立支援協議会の運営を行う。	○ 障害福祉課より専門部会(相談支援部会・当事者部会)の事務局運営を引き継ぎ、親会の下命事項に添って専門部会を予定回数実施した。	区が指定する障害者自立支援協議会の部会運営を行う。
		区が指定する支援区分認定調査対象者に対する調査を実施する。	△ 調査の実施に向けて、支援区分認定調査の研修を受講した。	区が指定する支援区分認定調査対象者に対する調査を実施する。
		視覚障害者、その他の障害者のパソコン教室を実施する。	○ 開催準備に時間を要し、下半期に集中して開催した。26年度と比較して実施回数・参加人数等に課題を残した。	視覚障害者、その他の障害者のパソコン教室を実施する。
		障害者自立生活支援センター事業を引き継ぎ、各種講座を行う。	○	障害者の自立及び社会参加を推進することを目的に各種講座を行う。

### 3 平成28年4月1日の職員体制

#### (1) 障害者基幹相談支援センター長

氏名	兼務する業務
安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり

#### (2) 障害者基幹相談支援センター職員

	氏名	資格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	海老名 大	社会福祉士	専任	常勤	15年	
2	美濃口 和之	社会福祉士 精神保健福祉士	兼任	常勤	13年	グループホーム文京あ せびの家管理者
3	菊池 景子	精神保健福祉士	専任	常勤	14年	
4	鈴木 聖人	社会福祉士 精神保健福祉士	専任	常勤	12年	
5	小久保 葉純	精神保健福祉士	専任	常勤	2年	
6	宮地 恭子	社会福祉士 精神保健福祉士	専任	常勤	12年	